

報第1号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市市税条例の一部を改正する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

令和7年4月18日提出

京都市長 松井孝治

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市条例第65号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第70条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の右に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の右に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの
年額 2,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。